

富谷町建設工事条件付一般競争入札参加心得

平成12年11月27日

(趣旨)

第1 富谷町が発注する建設工事の契約に係る条件付一般競争入札に参加する者は、富谷町財務規則(昭和50年富谷町規則第8号)、その他関係法令及びこの心得を遵守しなければならない。

(入札参加資格)

第2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 入札に際して、不正行為等を行ったと認められる者
- (3) 委任状を持参しない代理人
- (4) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しない者。ただし、入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者又はなした者

(入札保証金)

第3 入札参加者又はその代理人は、入札の前に、入札者が見積る入札金額の100分の5以上の入札の入札保証金又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者にあつては契約締結後に、落札者以外の者には入札終了後に還付する。

3 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又はこれに代わる担保は富谷町に帰属する。ただし、落札者が入札保証金の納付を免除されている場合は、当該落札者が落札金額の100分の5に相当する金額を違反金として徴収することがある。

(入札等)

第4 入札参加者は、この心得、仕様書、契約書案及び添付書類を熟読の上、入札に参加しなければならない。

2 入札参加者は、閲覧した仕様書及び図面等について疑義があるときは、入札公告に定める方法により質問することができる。

3 入札参加者は、閲覧期間中、指定された場所で仕様書及び図面等を複写することができる。

4 代理人をもって入札する者は、入札に関する委任状を持参の上、入札の前に提出しなければならない。

5 入札書は、別紙様式1により作成し、封かんの上、入札者の氏名及び工事名を表記し、入札執行者が指定する時刻までに所定の場所に提出しなければならない。

6 入札参加者は、第2の(1)又は(5)に掲げるものを入札代理人とすることはできない。

7 入札参加者は、入札に際し、入札書に使用する認印を持参しなければならない。

(入札の辞退)

第5 入札参加者は、入札の執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退の方法は、次によるものとする。

(1) 入札執行前に辞退する場合は、入札辞退届(別紙様式2)を直接提出し、又は郵送(入札日の前日までに到着するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中に辞退する場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出して行う。

2 入札を辞退した者は、これを理由として不利な取扱いを受けるものではない。

(入札の延期等)

第6 入札前において、天災事変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

2 入札を行うに当たって公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

(公正な入札の確保)

第7 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札をしようとする価格を意図的に開示してはならない。

(開札)

第8 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者の立会いのもとで行うものとする。

2 入札者がやむを得ず立ち会わないときは、当該入札事務を直接担当していない富谷町職員を立ち会わせてうえで行うものとする。

(失格)

第9 次の各号のいずれかに該当する入札を行った者又は正当な理由がなく所定の時刻までに入札を行わない者は、その入札を行ったとき又は入札時刻が経過したときから失格とする。

(1) 最低制限価格を設けている入札において、最低制限価格未満で入札をした者

(2) 前号に掲げるもののほか、指示した事項及び入札に関する条件に違反した者で、入札に参加させることが不相当と認められるもの。

(入札の無効)

第10 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 記名押印及び訂正印を欠く入札

(3) 金額を訂正した入札又は金額の不鮮明な入札

(4) 入札要件の記載が確認できない入札

(5) 同一件名の入札において、一人の入札者又は代理人が2通以上の入札をしたときの入札

(6) 委任者名を併記しない代理人のした入札

(7) 再度の入札において、前回の最低価格を上回る入札

(8) 明らかに連合によると認められる入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第11 開札した場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度の入札の回数は、2回を限度とする。

(落札者の決定)

第12 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。この場合において、最低制限価格の基準は別表による。

2 最低制限価格を設けていない場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。

4 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務を直接担当していない富谷町職員にくじを引かせるものとする。

5 落札者は、確認のため入札書又は見積書に認印するものとする。

(契約保証金等)

第13 落札者は、契約書案の提出と同時に、契約金額の10分の1以上の契約保証金又は富谷町財務規則第105条第2項に基づく契約保証金に代わる担保を納付し、又は提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部が免除された場合は、この限りでない。

2 契約保証金の納付又は担保の提供の取扱いについては、別に定めるところにより行うものとする。

(入札保証金の振替)

第14 工事執行者において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書の提出)

第15 落札者は、契約書案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に工事執行者に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(技術者の配置)

第16 落札は、申請書添付書類に記載した配置予定技術者を配置する。ただし、相当の理由があり、工事執行者が認めた場合は、この限りでない。

(仮契約)

第17 請負契約予定金額が5千万円以上の場合は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第3号）の規定により、町議会の議決を経てから契約の効力が生ずることとなるので、それまでは仮契約の締結を行うものとする。

(異議の申立て)

第18 入札をした者は、入札後この心得、仕様書、図面等についての不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

附 則

この心得は、平成12年12月1日より施行する。

附 則

この心得は、平成21年2月10日より施行する。

附 則

この心得は、平成22年6月17日より施行する。

別表（第12関係）

最低制限価格の基準

本町が発注する建設工事を一般競争入札に付する場合において、最低制限価格を設けるものとし、基準は以下のとおりとする。

最低制限価格（A）

工事区分

- ① 下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事を除く工事

$$A = \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.6 + \text{一般管理費} \times 0.3$$

（ただし、 $\text{予定価格} \times 8.5 / 10 \geq A \geq \text{予定価格} \times 2 / 3$ ）

- ② 下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

$$A = \{ \text{機器費} \times 0.81 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.6 + \text{一般管理費} \times 0.3 \}$$

（ただし、 $\text{予定価格} \times 8.5 / 10 \geq A \geq \text{予定価格} \times 2 / 3$ ）

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。